

処 分 等 の 種 類	免許の取消し	
処 分 等 年 月 日	令和2年6月19日	
適用条項又は該当条項	法第5条第1項第6号	
処分等の根拠条項	法第66条第1項第3号	
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	株式会社ルークス
	代 表 者 氏 名	中村 義人
	免 許 番 号	岩手県知事（1）第2554号
	主たる事務所の所在地	岩手県盛岡市紺屋町2-12大日ビル2F
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者の代表取締役は、暴行罪により、平成30年3月2日付けで罰金100,000円の刑が確定した。</p> <p>このことは、法第66条第1項第3号に規定する法第5条第1項第6号に該当する。</p>		